

川崎市いじめ防止対策連絡協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成26年川崎市条例第47号。以下「条例」という）に基づき設置される、川崎市いじめ防止対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第3条に規定する連絡協議会の行う事務は、次に掲げるものとする。

- (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携並びに協力の推進
- (2) いじめ問題に関する情報共有及び意見交換並びに広報・啓発活動の推進
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる機関及び団体の代表者その他川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(会議)

第4条 連絡協議会は、定例会とし、定例会は原則として年2回開催する。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、代理者を出席させることができる。この場合には、あらかじめ会長に申し出るものとする。

(会議の公開)

第5条 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年川崎市条例第2号）第3条の規定により、連絡協議会については、一般に公開するものとする。

2 会長は、会議公開条例第5条の規定により、会議を非公開とするときはその旨を宣言する。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長はその指定するもの以外の者及び傍観者を会場から退去させるものとする。

(秩序の維持)

第6条 連絡協議会の傍聴者の定員は、10名とする。

2 会議の傍聴を希望するものは、傍聴の申込をすることとし、定員を超えた場合は先着順とする。

3 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

4 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。

ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。

5 会長は、会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をする傍聴者に対して、会場から退去を命じることができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、連絡協議会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴く他、資料の提出その他必要な協力を、求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 連絡協議会の出席者は、正当な理由なく連絡協議会の協議事項に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導課において処

理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局学校教育部指導課が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 14 日から施行する。